

文化財保護法施行令等の一部を改正する政令の概要

趣旨

第196回国会（常会）で成立した「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、文化財保存活用地域計画の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）の教育委員会が処理する事務等に關し必要な規定の整備を行う。

概要

1. 認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる事務の内容等の追加

文化庁長官の権限に属する事務のうち、認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる事務の具体的な内容及び事務の実施主体を規定するとともに、これらの事務を認定市町村の教育委員会が行うこととする場合の手続（都道府県への協議・認定市町村の同意・官報告示）等について、所要の規定の整備を行う。

【認定市町村が行うこととすることができる事務】

①次に掲げる重要文化財の現状変更等の許可、取消し、停止命令

- イ 建造物である重要文化財と一緒にものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

②重要文化財の調査（①の現状変更等の許可の申請に係るものに限る。）

③重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可、取消し、停止命令（公開に係る重要文化財が当該認定市町村の区域内に存するもののみである場合に限る。）

※現在中核市まで移譲されている事務（第5条第3項各号）と同一の内容

【認定市町村である町村が行うこととすることができる事務】

①次に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、取消し、停止命令

- イ 小規模な仮設建築物の新築、増築又は改築など、区域内の史跡名勝天然記念物に共通して想定される一定の行為
- ロ 認定市町村である町村の教育委員会が個別の史跡名勝天然記念物に係る管理のための計画を定めた区域のうち、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域におけるもの

②史跡名勝天然記念物の調査及び調査のため必要な措置の施行（①の現状変更等の許可の申請に係るものに限る。）

※現在市まで移譲されている事務（第5条第4項各号）と同一の内容

2. 首長部局への事務の移管に伴う規定の整備

条例の定めるところにより首長が文化財の保護に関する事務を管理・執行することとされた地方公共団体については、文化財保護法施行令その他の関係政令において教育委員会が行うこととされている事務を首長が行うこととする等の所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

平成31年4月1日（改正法の施行の日）